

熊本県公報

第 1 1 6 8 8 号
平成 20 年 4 月 30 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定	(業務衛生課) 1
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 2
○"	(") 2
○"	(") 2
○"	(") 3
○"	(") 3
○"	(") 3
○"	(") 4
○田浦港臨港地区の指定変更	(港湾課) 4
○都市計画法第 34 条第 11 号の規定に基づく区域指定	(建築課) 4
○"	(") 7
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 10
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 10
○熊本県漁港管理条例第 15 条に規定する使用料の徴収事務の委託	(漁港漁場整備課) 10
○道路の供用開始	(道路保全課) 10
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(交通・くらし安全課) 11
公 告	
○熊本県庁舎電話設備賃貸借に係る一般競争入札の結果	(管財課) 11
○開発行為工事完了公告	(建築課) 12
○土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課) 12
○土地改良区役員の退任及び就任	(") 12
○"	(") 12
○土地改良区役員の就任	(") 12
○土地改良事業計画変更の認可	(") 12
○土地改良区の定款変更の認可	(") 13
○"	(") 13
○開発行為工事完了公告	(建築課) 13
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 13
○開発行為工事完了公告	(建築課) 14
○"	(") 14
○土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課) 14
○土地改良区役員の退任及び就任	(") 14
登 載 依 頼	
○浮きガザミのたも網等による採捕禁止	(有明海区漁業調整委員会) 15
○熊本県有明海区におけるアサリの採捕制限	(") 16
○熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 16

告 示

熊本県告示第 432 号

理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条の 4 第 2 項の規定による管理美容師資格認定講習会及び美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 12 条の 3 第 2 項の規定により管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の主催者の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
 - (2) 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目 26 番 5 号
- 2 講習会の日程等
 - (1) 日程
平成 20 年 9 月 29 日（月）、10 月 20 日（月）及び 10 月 27 日（月）

- (2) 講習科目
 - ア 管理理容師資格認定講習会
 - (ア) 公衆衛生学
 - (イ) 理容所の衛生管理
 - イ 管理美容師資格認定講習会
 - (ア) 公衆衛生学
 - (イ) 美容所の衛生管理
 - (3) 講習会の会場
くまもと県民交流館パレア（熊本市手取本町 8 番 9 号）
 - (4) 受講料
14,000 円
- 3 問い合わせ先
財団法人理容師美容師試験研修センター熊本県支部（熊本市白山一丁目 4 番 9 号末永ビル 2 階 電話 096-364-5865）

熊本県告示第 433 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字ガタ 532 の 8
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 434 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市下永野町字深仁田 1 の 1、1 の 3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 435 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町多久字橋掛 2358 の 1、2359 の 1、2372、2375 の 1、2376 の 2、2378 の 1、2380 の 1、2381、2385 の 1、2385 の 2、2392 の 3、2394 の 1、2395、2397 の 2、2397 の 5、2397 の 7、2400 の 1、2404 の 1、2406、2409 の 2、2410 の 1、2410 の 2、2411、2414 の 1、2415 の 2、2418
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

熊本県告示第436号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成20年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町栗木字廣川間 6015 の2、6015 の4、6015 の5、6015 の6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字廣川間 6015 の2・6015 の4 から 6015 の6 まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

熊本県告示第437号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成20年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字鶴ノサエ 348 の3、348 の6
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鶴ノサエ 348 の3・348 の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

熊本県告示第438号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成20年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡湯前町字猪鹿倉山 1376 の1、1381 の1、1580 の1、1580 の3、1580 の4、1582、1584
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字猪鹿倉山 1580 の1・1584（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに湯前町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

熊本県告示第 439 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丁字明神前 1322 の 2、1329 の 2、1334
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字明神前 1322 の 2・1329 の 2・1334（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 440 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 38 条第 1 項の規定により田浦港臨港地区を次のとおり定め、告示の日から施行する。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 臨港地区の区域
葦北郡芦北町御田浦地区の一部
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所
熊本県土木部港湾課、熊本県芦北地域振興局土木部工務課及び芦北町建設課

熊本県告示第 441 号

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例（平成 15 年熊本県条例第 31 号）第 4 条第 1 項の規定により、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条第 11 号に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 (1) 区域の名称
菊陽町新山地区
- (2) 区域の範囲
菊池郡菊陽町大字津久礼の一部及び大字原水の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成 20 年 4 月 22 日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課
- 2 (1) 区域の名称
菊陽町沖野地区
- (2) 区域の範囲
菊池郡菊陽町大字原水の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成 20 年 4 月 22 日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課
- 3 (1) 区域の名称
菊陽町上・下堀川地区
- (2) 区域の範囲
菊池郡菊陽町大字原水の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課
- 4 (1) 区域の名称
菊陽町長塚・馬場・小平の上地区
- (2) 区域の範囲
菊池郡菊陽町大字原水の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課
- 5 (1) 区域の名称
菊陽町柳水・入道水・古閑原地区
- (2) 区域の範囲
菊池郡菊陽町大字原水の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課
- 6 (1) 区域の名称
菊陽町五軒屋・十一軒・新町・駅前・光団地地区
- (2) 区域の範囲
菊池郡菊陽町大字原水の一部（次の図において区域界線により区切られる区域（熊本県自然環境保全条例（昭和48年熊本県条例第50号）第23条第1項の規定により指定された郷土修景美化地域を除く。）に限る。）
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課
- 7 (1) 区域の名称
菊陽町南方地区
- (2) 区域の範囲
菊池郡菊陽町大字原水の一部（次の図において区域界線により区切られる区域（熊本県自然環境保全条例（昭和48年熊本県条例第50号）第23条第1項の規定により指定された郷土修景美化地域を除く。）に限る。）
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課
- 8 (1) 区域の名称
菊陽町中尾地区
- (2) 区域の範囲
菊池郡菊陽町大字原水の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課
- 9 (1) 区域の名称
菊陽町中岡地区
- (2) 区域の範囲
菊池郡菊陽町大字久保田の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課
- 10 (1) 区域の名称
菊陽町出分・中代・上中代地区
- (2) 区域の範囲
菊池郡菊陽町大字久保田の一部(次の図において区域界線により区切られる区域に限る。)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課
- 11 (1) 区域の名称
菊陽町川久保地区
- (2) 区域の範囲
菊池郡菊陽町大字久保田の一部(次の図において区域界線により区切られる区域に限る。)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課
- 12 (1) 区域の名称
菊陽町曲手地区
- (2) 区域の範囲
菊池郡菊陽町大字馬場楠の一部及び大字曲手の一部(次の図において区域界線により区切られる区域に限る。)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課
- 13 (1) 区域の名称
菊陽町馬場楠地区
- (2) 区域の範囲
菊池郡菊陽町大字馬場楠の一部(次の図において区域界線により区切られる区域に限る。)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課
- 14 (1) 区域の名称
菊陽町戸次地区
- (2) 区域の範囲
菊池郡菊陽町大字戸次の一部(次の図において区域界線により区切られる区域に限る。)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課
- 15 (1) 区域の名称
菊陽町井口・辛川地区
- (2) 区域の範囲
菊池郡菊陽町大字辛川の一部(次の図において区域界線により区切られる区域に限る。)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課
- 16 (1) 区域の名称
菊陽町道明地区
- (2) 区域の範囲
菊池郡菊陽町大字辛川の一部及び大字曲手の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課
- 17 (1) 区域の名称
菊陽町下原・津留地区
- (2) 区域の範囲
菊池郡菊陽町大字久保田の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課
- 18 (1) 区域の名称
菊陽町上・下津久礼地区
- (2) 区域の範囲
菊池郡菊陽町大字津久礼の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに菊陽町都市計画課

熊本県告示第442号

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例（平成15年熊本県条例第31号）第4条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 (1) 区域の名称
益城町赤井・砥川地区
- (2) 区域の範囲
上益城郡益城町大字赤井の一部及び大字砥川の一部（次の図において区域界線により区切られる区域（砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域を除く。）に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課
- 2 (1) 区域の名称
益城町飯田地区
- (2) 区域の範囲
上益城郡益城町大字小池の一部及び大字砥川の一部（次の図において区域界線により区切られる区域（砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域を除く。）に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日

- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課
- 3 (1) 区域の名称
益城町本土山・土山地区
- (2) 区域の範囲
上益城郡益城町大字小池の一部（次の図において区域界線により区切られる区域（砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された土地の区域を除く。）に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成 20 年 4 月 22 日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課
- 4 (1) 区域の名称
益城町小池秋永地区
- (2) 区域の範囲
上益城郡益城町大字小池の一部（次の図において区域界線により区切られる区域（砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された土地の区域を除く。）に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成 20 年 4 月 22 日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課
- 5 (1) 区域の名称
益城町東無田・下原地区
- (2) 区域の範囲
上益城郡益城町大字小池の一部及び大字島田の一部（次の図において区域界線により区切られる区域（砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された土地の区域を除く。）に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成 20 年 4 月 22 日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課
- 6 (1) 区域の名称
益城町櫛島地区
- (2) 区域の範囲
上益城郡益城町大字島田の一部（次の図において区域界線により区切られる区域（砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された土地の区域を除く。）に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成 20 年 4 月 22 日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課
- 7 (1) 区域の名称
益城町惣領 1 町内地区
- (2) 区域の範囲
上益城郡益城町大字惣領の一部（次の図において区域界線により区切られる区域（砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された土地の区域を除く。）に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成 20 年 4 月 22 日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課
- 8 (1) 区域の名称
益城町下寺中灰塚・寺迫・平田下（道之上）地区
- (2) 区域の範囲
上益城郡益城町大字寺迫の一部及び大字平田の一部（次の図において区域界線により区切られる区域（砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された土地の区域を除く。）に限る。）

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課
- 9 (1) 区域の名称
益城町畑中・谷川・福原・南地区
- (2) 区域の範囲
上益城郡益城町大字福原の一部(次の図において区域界線により区切られる区域(砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地の区域を除く。)に限る。)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課
- 10 (1) 区域の名称
益城町平田・田中地区
- (2) 区域の範囲
上益城郡益城町大字福原の一部及び大字平田の一部(次の図において区域界線により区切られる区域(砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地の区域を除く。)に限る。)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課
- 11 (1) 区域の名称
益城町堂園地区
- (2) 区域の範囲
上益城郡益城町大字小谷の一部及び大字上陳の一部(次の図において区域界線により区切られる区域(砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地の区域を除く。)に限る。)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課
- 12 (1) 区域の名称
益城町杉堂地区
- (2) 区域の範囲
上益城郡益城町大字杉堂の一部(次の図において区域界線により区切られる区域(砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地の区域を除く。)に限る。)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課
- 13 (1) 区域の名称
益城町小谷・田原・寺中・上陳・下陳・北向地区
- (2) 区域の範囲
上益城郡益城町大字小谷の一部、大字田原の一部、大字寺中の一部、大字下陳の一部及び大字上陳の一部(次の図において区域界線により区切られる区域(砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地の区域を除く。)に限る。)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) 指定を行った期日
平成20年4月22日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに益城町都市計画課

熊本県告示第 443 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション月出 熊本市月出 2 丁目 4 番 23 号	特別医療法人萬生会	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 444 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション月出 熊本市月出 2 丁目 4 番 23 号	特別医療法人萬生会	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 445 号

熊本県漁港管理条例（昭和 37 年熊本県条例第 17 号）第 15 条に規定する使用料の徴収事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示する。

なお、平成 19 年 5 月 7 日熊本県告示第 419 号（熊本県漁港管理条例第 15 条に規定する使用料の徴収事務の委託）は、廃止する。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

漁 港 名	受 託 者
赤瀬漁港	網田漁業協同組合
郡浦漁港	三角町漁業協同組合
塩屋漁港	河内漁業協同組合
合串漁港	津奈木漁業協同組合
丸島漁港	水俣市漁業協同組合
鳩之釜漁港	天草漁業協同組合
樋合漁港	天草漁業協同組合
佐伊津漁港	天草漁業協同組合
二江漁港	天草漁業協同組合
富岡漁港	天草漁業協同組合
大江漁港	天草漁業協同組合
大多尾漁港	天草漁業協同組合
宮田漁港	倉岳町漁業協同組合
御所浦漁港	天草漁業協同組合
下桶川漁港	樋島漁業協同組合
牛深漁港	天草漁業協同組合

熊本県告示第 446 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 4 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町大字三ヶ字年ノ神 1807番3地先から 同所 1815番1地先まで	8.5	災補道

2 供用を開始する期日 平成20年4月30日

熊本県告示第447号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成20年4月22日次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指定理由
有害指定映画	義母と息子 痴乱の関係（新日本）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
	妻の母 媚臭の甘い罠（オーピー）	
	三十路の生レズ なぶり合い（新日本）	
	人妻と大学生 密室アパート（新東宝）	
	いじられ好きな人妻 すけべな性感帯（新日本）	
	中年男女 一夜限りの不倫（新東宝）	
	続・昭和エロ浪漫 一夜のよろめき（オーピー）	
	保健教師 ダブル不倫（新東宝）	
	巨乳熟女 とろける手ほどき（オーピー）	
	好奇心の強い義母 ～昼間の臭汗～（新日本）	
	痴態エステ 舐めて交わる（オーピー）	
	連続不倫Ⅱ 姉妹相関図（新東宝）	
	美人セールスレディ 後ろから汚せ（オーピー）	
不倫中毒 官能のまどろみ（オーピー）		

公 告

熊本県公告第312号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 調達する特定役務の名称及び数量
熊本県庁舎電話設備賃貸借 1式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部管財課
熊本市水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
平成20年3月13日
- 落札者の氏名及び住所
肥銀リース株式会社 代表取締役 山田 盛秋
熊本市国府1丁目20番1号
- 落札金額
77,616,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
平成20年1月18日

熊本県公告第 313 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字福生丸 3113 番 3 の一部
357.76 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市須屋 2590 番地 1
松田 浩治
松田 清香

熊本県公告第 314 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	十町（和水町）	平成 15 年 10 月 30 日	平成 20 年 3 月 31 日	熊本県

熊本県公告第 315 号

菊池郡大津町に事務所を置く錦野土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	荒牧 達也	菊池郡大津町大字外牧 353 番地
就任 理事	中野 義一	菊池郡大津町大字外牧 350 番地

熊本県公告第 316 号

上益城郡甲佐町に事務所を置く甲佐町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	甲斐 順誠	上益城郡甲佐町大字早川 104 番地
就任 理事	城 克明	上益城郡甲佐町大字早川 827 番地

熊本県公告第 317 号

上益城郡甲佐町に事務所を置く糸田堰土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
理事	斉藤 正文	上益城郡甲佐町大字芝原 1021 番地

熊本県公告第 318 号

平成 19 年 12 月 28 日付けで熊本市に事務所を置く寺迫土地改良区理事長野口賢治から申請のあった寺迫土地改良区土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成 20 年 4 月 16 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 11 項の規定により公告する。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 319 号

熊本市に事務所を置く寺迫土地改良区理事長野口賢治から平成 19 年 12 月 28 日付けで申請のあった定款変更については、平成 20 年 4 月 16 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 320 号

菊池郡大津町に事務所を置く大菊土地改良区理事長家入勲から平成 20 年 4 月 8 日付けで申請のあった定款変更については、平成 20 年 4 月 22 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 321 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市川登字下日焼 2108 番 1、同 2108 番 5、同 2108 番 8、同 2108 番 9、同 2111 番 85、同 2111 番 97、同 2111 番 98、同 2111 番 99、同 2111 番 100、同 2111 番 101、同 2111 番 102、同 2111 番 103、同 2111 番 104、同 2111 番 105、同 2111 番 106、同 2111 番 107、同 2118 番 108、同 2111 番 109、同 2111 番 110、同 2111 番 111、同 2111 番 81 の一部及び水路の一部
2,583.91 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
荒尾市川登 2108 番地
田中浩二

熊本県公告第 322 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
菊南ショッピングセンター
合志市須屋字上ノ原 1937 番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
株式会社ケイズ 代表取締役 山本勝也
東京都千代田区外神田一丁目 16 番 1 号
 - (2) 小売業を行う者
株式会社ハローデイ 代表取締役社長 加治久典
北九州市小倉南区徳力三丁目 10 番 1 号
株式会社ナフコ 代表取締役社長 深町勝義
北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号
その他（未定）
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成 20 年 12 月 22 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,009 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の設置の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
338 台
 - (2) 駐輪場の収容台数

- 62 台
- (3) 自動二輪車駐車場の収容台数
8 台
- (4) 荷さばき施設の面積
60 平方メートル
- (5) 廃棄物等の保管施設の容量
51 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 8 時 閉店時刻 午後 11 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 7 時 30 分から午後 11 時 30 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
7 箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日
平成 20 年 4 月 21 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課
平成 20 年 4 月 30 日から平成 20 年 8 月 30 日まで

熊本県公告第 323 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字大窪 1758 番 11 及び 1758 番 12
343.23 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市豊岡 2000 番地 1706
栃原 倫彦

熊本県公告第 324 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
（五工区、六工区）
玉名郡玉東町大字木葉字鍛冶湯 576 番 6 の一部及び同 583 番 15
15,685.71 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
玉名郡玉東町大字木葉 759 番地
玉東町

熊本県公告第 325 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	白木谷	平成 17 年 3 月 28 日	平成 20 年 3 月 21 日	玉名郡玉東町

熊本県公告第 326 号

熊本市に事務所を置く梅洞土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。
平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		

理事	田中 博文	熊本市松尾町上松尾 3738 番地
理事	中川 良一	熊本市松尾町上松尾 4684 番地 1
理事	坂田 憲昭	熊本市松尾町上松尾 4780 番地
理事	上野 哲朗	熊本市松尾町上松尾 4308 番地
理事	上野 光清	熊本市松尾町上松尾 4318 番地
理事	坂本 忠義	熊本市松尾町上松尾 4783 番地
理事	鬼塚 孝明	熊本市松尾町上松尾 4914 番地 4
理事	藤本 雪春	熊本市松尾町上松尾 4241 番地
監事	井柄 慶一	熊本市松尾町上松尾 4893 番地 3
監事	辻野 米喜	熊本市松尾町上松尾 4448 番地
就任		
理事	田中 博文	熊本市松尾町上松尾 3738 番地
理事	中川 良一	熊本市松尾町上松尾 4684 番地 1
理事	坂田 憲昭	熊本市松尾町上松尾 4780 番地
理事	上野 哲朗	熊本市松尾町上松尾 4308 番地
理事	辻野 米喜	熊本市松尾町上松尾 4448 番地
理事	小島 一善	熊本市松尾町上松尾 4044 番地
理事	上野 満義	熊本市松尾町上松尾 3845 番地
理事	志垣 保	熊本市松尾町上松尾 5213 番地 5
監事	福島 弘行	熊本市松尾町上松尾 4244 番地
監事	上村 通	熊本市松尾町上松尾 4747 番地 2

登 載 依 頼

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第 26 号

ガザミ資源保護のため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。
平成 20 年 4 月 30 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 中村 友昭

1 指示内容

6 月 1 日から 6 月 15 日までの間、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。

2 指示区域

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次に結んだ線（有共第 21 号共同漁業権漁場の外縁）と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点有第 1 号（熊本県と福岡県との境界標柱）

基点 2 熊本県漁場基点有第 16 号（熊本市小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ 500 メートルのところ）

基点 3 熊本県漁場基点有第 20 号（熊本市海路口町二ノ丸、二ノ丸新角）

基点 4 熊本県漁場基点天第 1 号（上天草市大矢野町三角灯台）

ア 基点 1 と佐賀県竹崎島山頂を見通した線から基点 1 を基点として右へ 354 度 30 分、2,272 メートルのところ

イ アから真方位 330 度の線と基点 1 から竹崎島山頂を見通した線とが交わるころ

ウ 基点 1 から竹崎島山頂を見通した線と福岡県柳川市大字七ツ家字永松の南西角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（同漁場境界標石柱）を結んだ線の中央点から宇城市三角町三角岳山頂を見通した線とが交わるころ

エ 基点 1 から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線と福岡県柳川市大字七ツ家字永松の南西角と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角を結んだ線の中央点から三角岳山頂を見通した線とが交わるころ

オ 基点 1 から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線上、基点 1 から 9,000 メートルのところ

カ 基点 2 と三角岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 55 度 47 分、13, 545 メートルのところ

キ 基点 3 と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 255 度 12,640 メートルのところ

ク ケとサを見通した線上、ケから 5,272 メートルのところ

ケ 基点 4 から三角岳山頂を見通した線上、大瀬戸の中央点

コ 基点 4 から三角岳山頂を見通した線が宇城市三角町海岸堤防と交わるところ
サ 基点 4 と三角岳山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 249 度 10 分、1,500
メートルのところ

3 指示の期間

平成 20 年 4 月 30 日から平成 21 年 4 月 29 日までとする。

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第 27 号

アサリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 中 村 友 昭

1 指示の内容

熊本県有明海区（昭和 25 年農林省告示第 129 号に定める海域）において、殻幅 12mm 未満のアサリを採捕してはならない。

2 指示の期間

平成 20 年 4 月 30 日から平成 21 年 4 月 29 日まで

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 4 月 30 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 31 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表一部事務組合の表人吉球磨広域行政組合の項職名の欄中「課長 総務課長補佐 企画課長補佐 総務係長」を「課長 総務課課長補佐（総務係又は財政係を担当する課長補佐に限る。） 総務係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。